

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十六号

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則（昭和六十一年七月奈良県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「当該措置を受けた者（以下「被措置者」という。）の各月初日（月の中途の被措置者については、その月の初日。以下同じ。）の年齢が二十歳未満である場合にあっては当該被措置者の扶養義務者（民法（明治三十一年法律第九号）に定める扶養義務者をいい、自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。以下同じ。）から、被措置者の各月初日の年齢が二十歳以上である場合にあっては当該被措置者又は扶養義務者」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該措置を受けた者（以下「被措置者」という。）の各月初日（月の中途の被措置者については、その月の初日。以下同じ。）の年齢が二十歳未満である場合（第三号に該当する場合を除く。） 当該被措置者の扶養義務者（民法（明治三十一年法律第九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）

二 被措置者の各月初日の年齢が二十歳以上である場合 当該被措置者又は扶養義務者

三 被措置者が法第三十三条の六第一項の規定により児童自立生活援助の実施を受けた者（以下「児童自立生活援助の実施を受けた者」という。）である場合 当該被措置者

別表の備考４の(1)中「自立援助ホームの入所児童」を「児童自立生活援助の実施を受けた者」に改め、同表の備考４の(3)中「第１３項、第１４項及び第１５項」を「第１２項から第１４項まで」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。